



農政をめぐる情勢と話題

— 気候変動と農政 —

農的社会デザイン研究所

代表 蔦谷 栄一

新基本計画スタート

今後一〇年間の農政の指針となる「新たな食料・農業・農村基本計画」は三月三十一日に閣議決定され、四月一日からスタートした。

「基本的な方針」として「産業政策と地域政策を車の両輪として推進し、将来にわたって国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し、食料自給率の向上と食料安全保障を確立」をうたっている。前回（二〇一五年）に決定された同基本計画の「基本的な視点」では「農業や食品産業の成長産業化を促進する産業政策と、多面的機能の維持・発揮を促進する地域政策とを車の両輪として食料・農業農村施策の改革を着実に推進」が掲げられており、農業や食品産業の「成長産業化」が強調され、「改革」を前面に打ち出したものと

なっていた。今回は「成長産業化」や「改革」が消え、産業政策と地域政策を車の両輪として推進していくことを重視したものとなっている。

講ずべき施策を見てみると、①食料の安定供給の確保、②農業の持続的な発展、③農村の振興、④東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害への対応、⑤団体への施策、⑥食と農に関する国民運動の展開等を通じた国民的合意の形成、⑦新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな感染症への対応、が掲げられている。これも前回基本計画の講ずべき施策と比べてみると、①～⑤までは同じで、これに⑥、⑦が追加された形となっている。

好機を逃した環境リンク

このようにしてみると、内容的には前回計画を踏襲

したものとなっているが、成長産業化の色を少し薄めるとともに、「食と農に関する国民運動」による「国民的合意の形成」、すなわち食料自給率の向上を目指す中身となっている。

これまでの成長産業化や農業所得の増大に力点を置いていたものを、地域政策や食料自給率の向上によってバランスを回復しようとしたものと理解される。

それなりの評価は可能であるが、新味は乏しい。特に激変する環境変化については、講ずべき施策の④で前回の「東日本大震災からの復旧・復興」に「大規模自然災害への対応」が付け加えられてはいるものの、「気候変動への対応等への環境政策の推進」は、その②の農業の持続的な発展の一番最後に掲げられるにとどまっております、この二つが切り離された形となって

いるだけでなく、位置づけは弱い。既に先進国の潮流と化しつつある農業政策と環境政策の一体化については、今こそ強く打ち出していくべき時であるが、このせつかくの好機を逃したという思いを強くする。

挑戦的なEUの農業戦略

ここで参考までにEUの動きに触れておきたい。EUは二〇三〇年までを対象とした戦略「農場から食卓まで」をこの五月に打ち出した。脱炭素と経済成長の両立を目指す「欧州グリーンディール」の一環として、

持続可能な農業の実現を基本に置く。その戦略骨子は、△三〇年までに実現▽

- ・ 農薬の使用を五〇％削減、
- ・ 肥料の使用を二〇％以上削減、栄養分の損失を五〇％削減、
- ・ 畜産や水産養殖での抗菌性物質の使用を五〇％削減、
- ・ 農地面積の二五％を有機農業に、
- ・ 肥満の増加に歯止めをかけ、減少に転換、
- △その他▽

- ・ 動物福祉を推進し、動物の健康や食品の品質を改善、
- ・ 赤身肉や加工肉の摂取を削減、植物性食品や果物、野菜の摂取を増加させ、病気のリスクや環境への影響を低減、
- ・ バイオテクノロジーを含む革新的な新技術は持続可能性の向上に重要な役割、となっている。

気候変動をはじめとする環境変化への対応を基軸とし、農業生産から消費までを対象とした包括的な戦略となっているだけでなく、目標は明確、かつきわめて野心的、チャレンジングでもある。

EUとの落差はあまりにも大きい、その最大の原因は気候変動に対する危機感の差にあるように思う。

持続可能な農業への転換

長野県も昨年十月には台風一九号にとまなつ豪雨によって大きな被害を発生したが、この七月も豪雨に見舞われ、もはや異常気象が「異常」ではなく恒常化しつつある。

地球温暖化と異常気象との因果関係はもはや否定しようがない。温暖化をストップさせるハードルはきわめて高く、このままでは温暖化を加速させかねない状況にある。災害への備えとともに、農業分野でも温室効果ガスを発生させない持続可能な農業への転換努力が痛切に求められている。